

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

- 少子高齢化や核家族化が進行する中、多くの生活課題が生じています。これらの課題を解決するために、行政だけでなく市民、社会福祉協議会、事業者、NPO・ボランティア等と役割分担、連携して地域福祉を推進し、身近な地域における支援体制を確立します。
- 保健・医療・福祉の連携を図り、身近な地域で総合的な福祉サービスを提供するとともに、利用者がサービスを選択し、自己決定できるしくみを充実します。
- 多様な事業主体の参入を進めるとともに、社会福祉事業の健全な発達を目指します。



- 本市では、第1期計画において「いつも誰もが平等に、自分で選び参加して、手と手をつなぎ、支えあい、よりよく生きる社会をつくること」を地域福祉の基本的な理念に掲げ、地域福祉を普及・推進してきました。第2期計画においても、この基本的な理念を受け継ぎ発展させながら、わかりやすさという観点に立って、基本的な理念を「地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京」とし、「わたしたちの取り組み」の理念と「わたしたちがめざすまち」の理念の2つを掲げて、共に生き支え合うまちづくりを進めます。

#### ◆地域福祉の基本的な理念

地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京

理念1：わたしたちの取り組み

一人のために みんなのために できることから はじめよう

理念2：わたしたちがめざすまち

声をかけあい 手をつなぎ 一人ひとりがよりよく生きる ほっとするまち

## 2. 基本方針

「地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京」の実現に向けて、第1期計画における3つの方針も踏まえながら、社会福祉法第107条に位置づけられている3つの項目に沿って基本方針を次のように定めます。

### 市民の主体的な参画と協働による地域福祉を推進します

地域の多様性を理解し、共感するための出会いの場を確保するとともに、担い手の育成や活動拠点の整備、地域福祉活動等への幅広い市民の参加を促進し、地域の生活課題を自ら発見し、解決する力を高めながら、共に助け合い、支え合うことにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを進めます。

### 適切なサービスを安心して利用できるためのしくみを充実します

総合的な視点からサービスが提供できるように保健・医療・福祉の連携に加えて、サービス提供事業者やボランティア等の関係機関・関係団体とのネットワークを強化し、地域で生活する市民のニーズがサービスと適切に結びつけられるよう、福祉に関連する人材や事業の育成により、必要なサービスを総合的に利用できるしくみを充実します。

### 地域で安心して快適に暮らせる環境づくりを進めます

高齢者や障害のある人などの災害時要援護者対策や災害時におけるサービスの確保など行政の各部署が連携し防災対策を総合的に推進するとともに、既存施設のバリアフリー<sup>(※1)</sup>やユニバーサルデザイン<sup>(※2)</sup>の普及・啓発など人にやさしいまちづくり、移動手段の確保、高齢者や障害のある人の就労環境の整備など、誰もが安全で快適に暮らせるまちづくりを進めます。

※1 バリアフリー……………利用しやすく、移動しやすくするために、妨げになるものを取り除くこと。

※2 ユニバーサルデザイン……………誰にとっても利用しやすいように建物、製品、環境、制度等を設計の段階から取り入れること。

### 3. 第2期地域福祉計画の基本的な考え方

#### (1) 支え合う地域社会の形成

##### ① 「(仮称)ほっとするまちネットワークシステム(略称:ほっとネット)」の構築

現在、市内には、福祉に関わるさまざまな地域活動団体が活動を展開していますが、地域活動団体は個別に活動しており、相互の連携が確保されていないのが現状です。

そのため、市全体で地域福祉を推進するよう「(仮称)ほっとするまちネットワークシステム」を構築します。(仮称)ほっとするまちネットワークシステムは、小学校通学区域、日常生活圏域、全市の3つから成り立っています。

小学校通学区域では、地域活動団体や事業者、自治会、ボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉協議会の地区担当、(仮称)地域福祉コーディネーター、(仮称)地域福祉推進員等が一堂に集まり、地域の課題とその解決方法を話し合い、相互に情報交換する中で、団体同士のつながりを図るなど(仮称)地域福祉コーディネーターが中心となった相互連携を図ります。

日常生活圏域では、圏域ごとに設置されている(仮称)ほっとするまちネットワークシステム地区推進会議、子ども家庭支援センターやこどもの発達センター、地域包括支援センター、障害者福祉センター等の専門機関が必要に応じて連携し、小学校通学区域における活動の活発化を促進するための支援を行います。

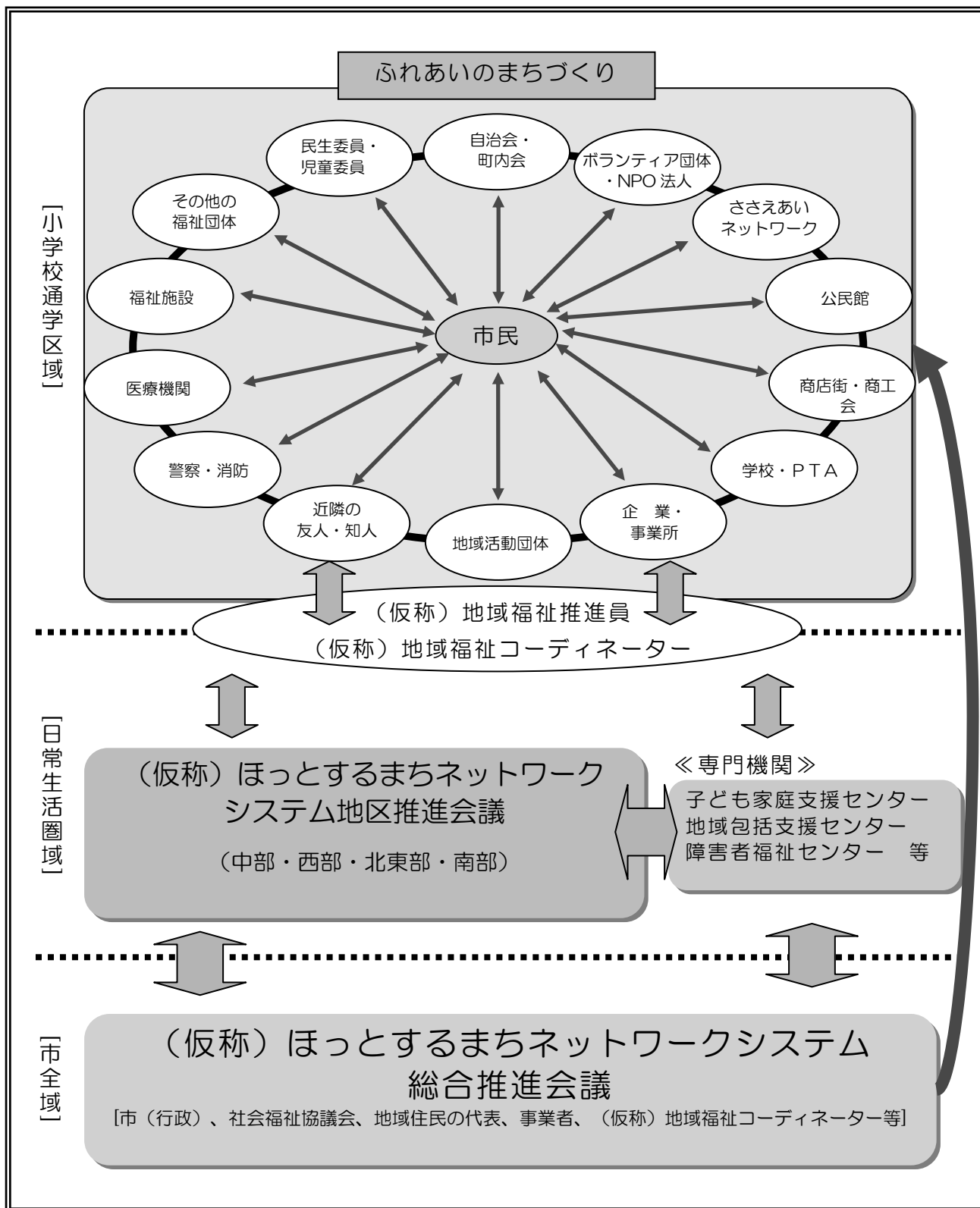
全市域では、(仮称)ほっとするまちネットワークシステム総合推進会議を設置し、(仮称)ほっとするまちネットワークシステムが機能するよう総合的な支援を行います。

#### ■名称の由来～(仮称)ほっとするまちネットワークシステム～

西東京市に住んでいる誰もがほっとするまちであるためには、個人間、団体間の連携(ネットワーク)が重要であるとの考えから、(仮称)ほっとするまちネットワークシステムの構築に取り組むものです。

「ほっとするまち」は、西東京市の基本構想に位置づけられている将来像の一つである『ほっとやすらぐまち』から、また、地域福祉計画の理念2『声をかけあい 手をつなぎ 一人ひとりがよりよく生きる ほっとするまち』から名称を使用しています。

■「(仮称)ほっとするまちネットワークシステム(略称:ほっとネット)」のイメージ図



## ② (仮称) 地域福祉コーディネーター・(仮称) 地域福祉推進員の育成・配置

地域住民が主体となった地域福祉活動は、お互いの支え合いによるものですが、地域住民だけでは解決できない困難に直面することや、地域課題の解決のために地域資源を有効に活用しながら、地域住民の地域活動等への参加を促進するために、行政や社会福祉協議会、関係機関との連絡調整が必要となる場合もあります。

そのため、地域住民が主体となった支え合い活動を支援し、地域の生活課題を解決するための資源の開発や地域福祉推進の担い手の発掘・養成などを行う専門家としての(仮称)地域福祉コーディネーターと地域活動を推進する地域リーダーとしての(仮称)地域福祉推進員の育成・配置を検討します。

(仮称)地域福祉コーディネーターは、4つの日常生活圏域に各1名配置し、地域住民が集まるところ等に活動拠点を置き、専門的な支援業務を行います。

一方、(仮称)地域福祉推進員は、当面、小学校通学区域ごとに配置し、地域住民による地域福祉活動を促進するとともに、解決できない問題に直面した場合には、(仮称)地域福祉コーディネーターと相談・連携を図ります。

そして、両者は相互に連携し、地域で活動しているボランティア団体や自治会・町内会、個人、事業所等、そして要支援者を結びつけ、行政による公的な福祉サービスと地域における支え合い活動のネットワーク化を図り、地域福祉を推進していきます。

今後、(仮称)地域福祉コーディネーターと(仮称)地域福祉推進員の具体的な役割や活動内容、要件などについて検討することになりますが、現時点で考えられる検討内容は以下のとおりです。

### 【(仮称)地域福祉コーディネーター・(仮称)地域福祉推進員の検討内容】

#### ○どのような役割を果たすのか

- ・地域の調査・実態把握
- ・地域のニーズや地域活動者、地域リーダーの発見・発掘
- ・課題解決のために地域や人材、行政、社会資源の連絡・調整・組み合わせ
- ・地域住民の身近な相談窓口
- ・地域住民の組織化・支援
- ・地域への情報提供
- ・新たな活動の企画・開発
- ・ソーシャル・アクション<sup>(※3)</sup>の実施

#### ○活動の内容、範囲は

- ・具体的にどのような活動を支援するのか
- ・区域をどのように分割し、何人配置するのか。

#### ○身分は

- ・公募市民、市職員、社協職員、その他専門家への委託なのか、その際に費用はどうするのか。

#### ○資格、技術は

- ・専従か否か、継続活動が可能か、社会福祉士などの資格が必要なのか
- ・地域活動に関する専門的能力、行政との調整能力を有しているのか否か

※3 ソーシャル・アクション………地域の状況を改善するために、世論を喚起しつつ地域住民を組織化し、よりニーズに合ったものを生み出していく間接援助技術の一つの方法。

## (2) 福祉圏域の設定

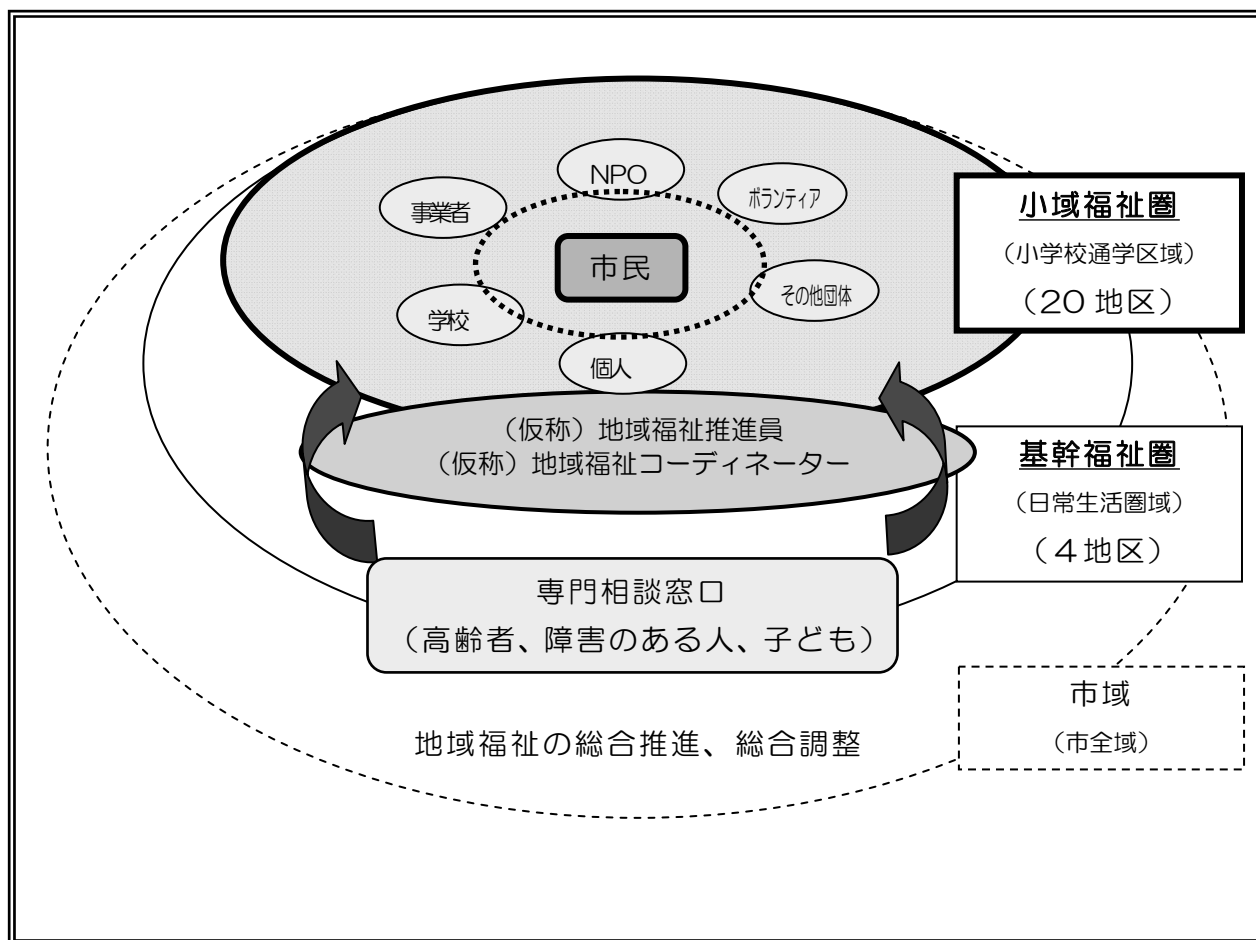
### ① 福祉圏域とは

福祉圏域とは、地域福祉を推進するために必要な取り組みや仕組みづくりを効果的に展開していくための地域の範囲です。

### ② 第2期計画における福祉圏域について

本市では、第2期計画の推進のために、市民や事業者・団体、行政などが役割分担し、小域福祉圏、基幹福祉圏、市域の三層構造の福祉圏域を設定し、各圏域に設置する推進組織体を中心に地域福祉を推進していきます。

◆福祉圏域のイメージ図



## ■小域福祉圏

社会福祉協議会では、市内に19ある小学校通学区域の20か所において「ふれあいのまちづくり」活動を行っています。地域福祉は、可能な限り身近な小範囲で福祉活動が行われることが理想であることから、小地域活動に積極的に取り組んでいきます。

そのため、小学校通学区域を小域福祉圏とします。また、地区の実情に応じて（仮称）地域福祉推進員を配置し、育成します。

## ■基幹福祉圏

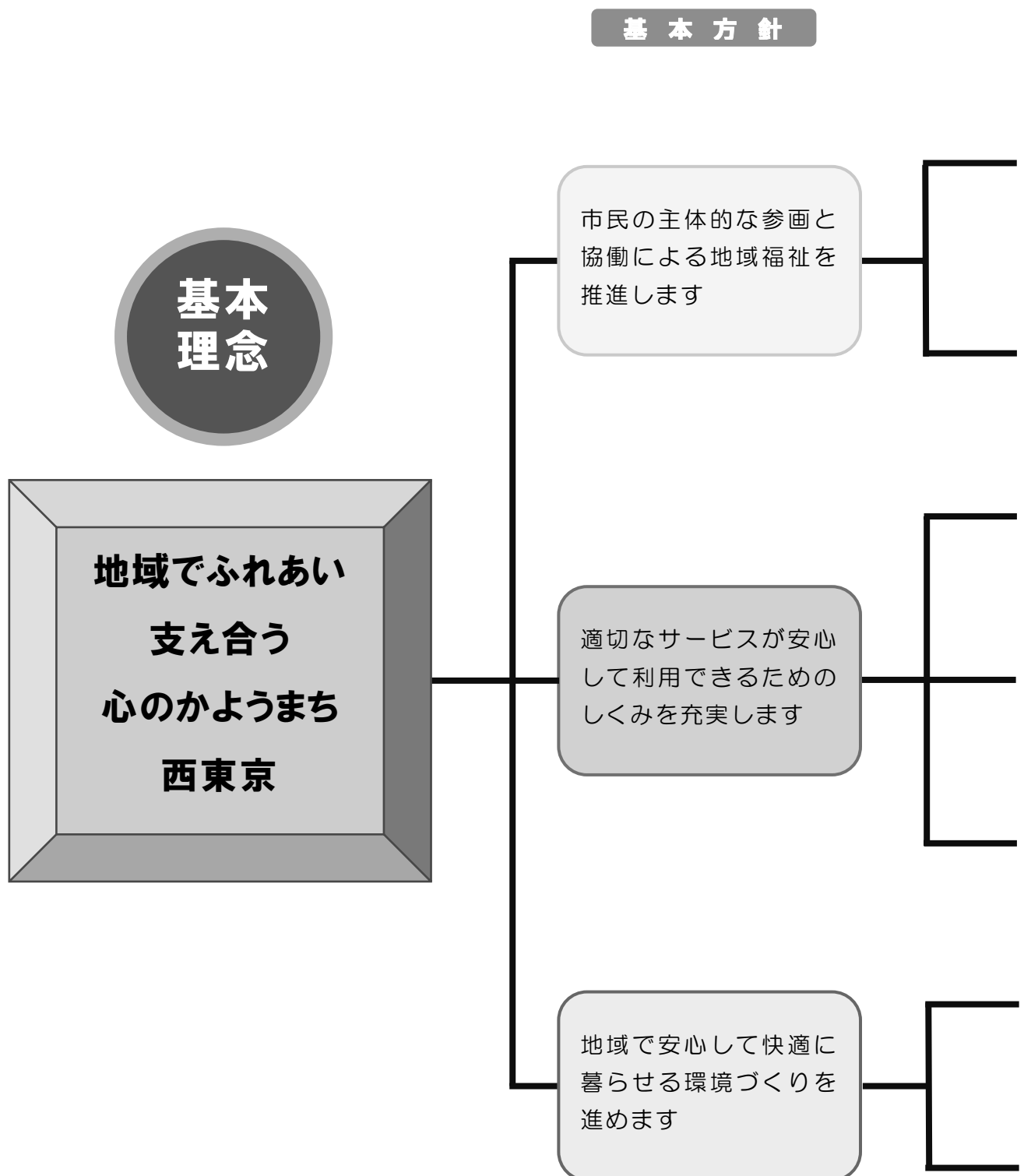
基幹福祉圏は、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」で定められている日常生活圏域の4地区（中部、南部、西部、北東部）とします。このエリアには、小域福祉圏で活動している人や一般市民による（仮称）ほっとするまちネットワークシステム地区推進会議を設置し、関係機関と連携して小域福祉圏における課題について検討します。

また、地域福祉の専門家である（仮称）地域福祉コーディネーターを配置し、小域福祉圏における支え合い活動の活発化を促進するための支援を行います。

## ■市 域

西東京市全域とします。市域では、（仮称）ほっとするまちネットワークシステム総合推進会議を設置し、小域福祉圏や基幹福祉圏で進められているさまざまな取り組みを支援するとともに、本計画の進行管理を行い、必要に応じて新たな課題の検討を行うなど地域福祉を総合的に推進します。

## 4. 計画の体系





## 基本目標

## 施策の方向

